

大分市高齢者  
ファミリー・サポート・センター  
会員利用の手引き



大分市



お問い合わせ・予約申し込み先  
大分市高齢者  
ファミリー・サポート・センター

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(長寿福祉課内)

TEL・FAX 538-3180

●開所日/月～金曜日…受付時間/9:00～16:00  
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休みです。

# 👤 相互援助について 👤



高齢者や高齢者を介護する家族  
(依頼会員)



高齢者の援助を行いたい人  
(援助会員)

## 高齢者ファミリー・サポート・センター事業とは…

高齢者や高齢者を介護する家族が、地域のなかで安心して暮らせるように、簡単な家事・付き添い等を支援する事業です。**援助を受けたい人(依頼会員)**が、**援助を行いたい人(援助会員)**に報酬を支払って、会員同士で相互援助しあうシステムです。

## 会員の条件

### 依頼会員



- ※大分市に居住していること。
- ※支払い等の判断能力のある65歳以上の高齢者もしくはその三親等以内の家族であること。

### 援助会員



心身ともに健康で、積極的に活動できる20歳以上の大分市に居住している人。資格・経験は問いません。

注1) 会員になろうとする人は、入会申込書をセンターに提出し、援助会員は所定の講習を受けます。



## 援助できる内容

援助会員による援助活動の原則は生活支援であり、依頼会員の自宅が基本となります。援助活動の内容は次のようになります。

このような援助を行います。

### 実施できる援助

1

食事の準備

2

食事の後かたづけ

3

部屋の掃除

4

外出の際の  
付き添いや手助け

5

衣類の洗濯

6

話し相手

7

安否確認

8

ごみの分別

9

ごみの搬出

10

草取り

## 援助できない内容

1. 高齢者に対する身体の介護。
2. 医療関連行為など特定の資格や特殊な機械器具等が必要な専門的な介護。
3. 金銭管理等の援助。
4. 援助活動での宿泊。
5. 依頼会員の自家用車を使用する活動及び依頼会員若しくは援助会員の自家用車に同乗する行為。



# 援助が必要になったら…



1

センター事務局に電話します。アドバイザー等が対応します。(※注1)

2

センター事務局は依頼内容にあった援助会員に連絡し、援助が可能かどうか確認します。

3

援助会員が決まったら、依頼会員に連絡し、事前打合わせの日程を決めます。

4

援助会員は依頼会員及び高齢者と高齢者宅で事前打合わせをして活動を行います。

(※注2)

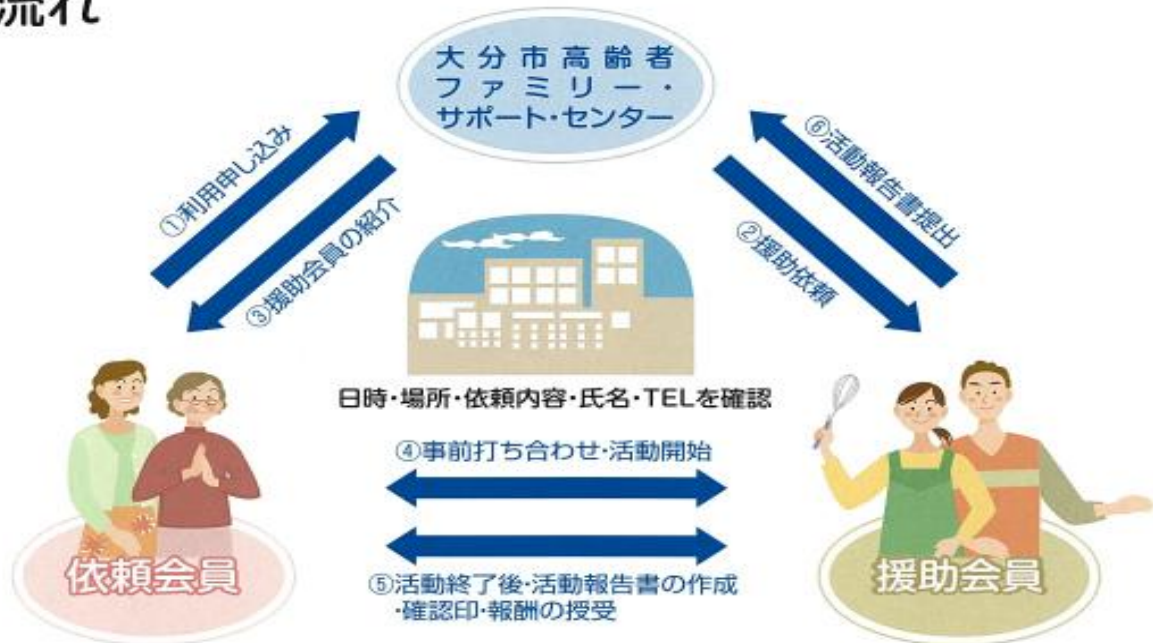
5

援助会員は援助が終わったら活動報告書を記入し、依頼会員の確認印をもらいます。依頼会員は決められた報酬を直接援助会員に支払います。

6

援助会員は1ヶ月分の活動報告書をまとめて、翌月5日までにセンターに提出します。

## 活動の流れ



注1) センターへ依頼した日から援助活動の日まで日時があまりない時は、援助会員の調整が見つからないことがあります。申し込みはできるだけ早めをお願いします。

注2) 事前打ち合わせは、事務的な打ち合わせに終わるのではなく、お互いを理解し援助活動を確認するとともに、高齢者や高齢者を介護する家族と援助会員が親しくなってもらうことも目的としています。

# 会員の心得

1

本会の活動の趣旨と決まりを守りましょう。



2

お互いのプライバシーは守りましょう。



3

約束した時間は、必ず守りましょう。  
(開始時間・終了時間等)



4

センターへの連絡なしに会員同士で交渉を行わないでください。



5

援助活動実施中に生じたトラブルは、原則的に会員相互間において解決してください。ただし、トラブル解決のための助言等はアドバイザーが行います。

6

活動中に事故が発生した場合や被った損害に対しては、補償保険の範囲内で対応しますので速やかにセンターに連絡してください。

7

センターを通さない援助活動については補償保険は適用されません。



8

活動中は、会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は、提示してください。



# 報酬の基準

1. 大分市高齢者ファミリー・サポート・センターの報酬の基準は右記のとおりです。
2. 援助時間は、高齢者宅を訪問した時間から退去した時間となります。
3. 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
4. 援助時間が1時間を超えた場合は、30分までは基準額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とみなします。
5. 高齢者が2人以上同居の場合は1人分の基準額とします。
6. 依頼会員が援助依頼を取消した場合は、下表のとおり依頼会員が支払ってください。

1	月曜日～金曜日(祝日、休日を除く) 7:00～19:00	1時間当たり 600円
2	1の時間外	1時間当たり 700円
3	土曜日、日曜日、祝日、休日	1時間当たり 700円

前日までの取消し(※注)	無料
当日の取消し	報酬額の半額
無断取消し	報酬額の全額

- ※前日取消しはセンターへの受付時間内までの連絡が必要です。
- ※活動日前日までに「取消し」の連絡をすれば支払いは生じません。
- 受付できる日：平日…開所日  
9:00～16:00
- 受付できない日：土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始(12/29～1/3)…閉所日

7. 食料代、洗剤代等については依頼会員が実費を支払います。また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意してください。
8. 交通費については、援助時間内に公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とします。

## 報酬の計算方法

月曜日～金曜日(祝日、休日を除く) 7:00、19:00にまたがる活動の計算方法


### 1. 活動開始から終了までが1時間に満たない場合

例1	 援助開始 6:50 7:00 7:40 600円	援助活動の時間…50分 600円×1時間分=600円	報酬額 600円
例2	 援助開始 18:45 19:00 19:30 700円	援助活動の時間…45分 700円×1時間分=700円	報酬額 700円

### 2. 活動開始から終了までが7:00、19:00を超えて継続する場合

例3	 援助開始 17:20 18:20 19:00 19:20 20:20 終了 600円 600円 700円	援助活動の時間…3時間 600円×2時間分=1,200円 700円×1時間分= 700円 合計 1,900円	報酬額 1,900円
----	---	---	---------------

### 3. 活動開始から終了までが7:00、19:00にまたがった時間が同じ場合

例4	 援助開始 18:30 19:00 19:30 終了 700円 月曜日～金曜日(祝日、休日を除く)	援助活動の時間…1時間 700円×1時間=700円	報酬額 700円
----	---	------------------------------	-------------

# 補償保険制度について

万一の事故に備えて、会員は「援助会員傷害保険」「賠償責任保険」「要介護者傷害保険」の3つの保険に加入します。補償保険の保険料については大分市が負担します。



## 1. 援助会員傷害保険

援助会員が、援助活動中や援助活動のために自宅と依頼会員宅の往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により20万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入 院 (1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手 術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通 院 (1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

## 2. 賠償責任保険

援助会員が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で高齢者や第三者の身体、又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事 由		補 償 額
対人・対物・共通	1事故・保険期間中	1億円
初期対応費用		500万円
見舞金・見舞品		10万円
現金盗難		10万円

## 3. 要介護者傷害保険

援助を受けている高齢者が援助活動中に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により12万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入 院 (1日)	3,000円	事故日より180日以内を限度
手 術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通 院 (1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度



賠償責任保険・要介護者傷害保険